3　地方公共団体の長に対する情報の提供
地方公共団体の長等は、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費生活相談の事務の実施により得られた情報等を提供できることとした。（第一一条の二関係）
4　消費者安全の確保のための協議会等
㈠　国及び地方公共団体の機関は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会を組織できることとするとともに、当該協議会の事務に従事する者等の守秘義務について所要の規定を整備することとした。（第一一条の三～第一一条の六関係）
㈡　地方公共団体の長は、民間の個人等のうちから消費生活協力員等を委嘱することができることとするとともに、消費生活協力員等の守秘義務について所要の規定を整備することとした。（第一一条の七及び第一一条の八関係）
5　登録試験機関
内閣総理大臣による試験機関の登録制度を設けるとともに、登録の要件、登録試験機関に対する監督その他登録試験機関について所要の規定を整備することとした。（第一一条の九～第一一条の二六関係）
6　消費者事故等の発生に関する情報の通知
国及び国民生活センターは、地方公共団体に対し、消費者事故等の発生に関する情報の通知の円滑かつ確実な実施に関し、必要な援助を行うこととした。（第一二条関係）
7　雑則
国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の実施のための財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととした。（第四六条関係）
8　その他
罰則等について所要の規定の整備を行うこととした。（第五三条、第五四条、第五六条及び第五七条関係）
三　独立行政法人国民生活センター法の一部改正関係
独立行政法人国民生活センターの役員及び職員の守秘義務等に関し、所要の規定の整備を行うこととした。（第九条関係）
四　政府の措置
政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずることとした。
五　附則
1　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。
2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令（政令第二一〇号）（総務省）

一　総務省組織令の一部改正関係
平成二七年三月三一日までの間、政策評価・独立行政法人評価委員会が、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六六号）附則第二条第一項の規定に基づく準備行為を所掌する旨の規定を追加することとした。（附則第二一条の三関係）
二　政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正関係
平成二七年三月三一日までの間、政策評価・独立行政法人評価委員会が、独立行政法人通則法の一部を改正する法律第二条第一項の規定に基づく準備行為を所掌する旨の規定を追加することとした。（附則第二条第一項関係）
三　施行期日
この政令は、公布の日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第二一一号）（経済産業省）

1　大臣官房に置かれる参事官を一五人とすることとした。（第一三条関係）
2　大臣官房内の政策評価広報課及び情報システム厚生課の所掌事務を変更することとした。（第一八条及び第一九条関係）
3　産業技術環境局を再編し、国際標準課及び国際電気標準課を置くとともに、技術振興課の名称及び所掌事務並びに研究開発課及び基準認証政策課の所掌事務を変更することとした。（第五五条～第六〇条、第六二条及び第六三条関係）
4　中小企業庁経営支援部を再編し、小規模企業振興課を置くとともに、新事業促進課及び創業技術課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第一五一条及び第一五八～一六二条関係）
5　この政令は、平成二六年七月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二一二号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税
㈠　外国法人の事務所又は事業所について、法人税法（昭和四〇年法律第三四号）に規定する恒久的施設とすることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（旧第七条の三の五関係）
㈡　恒久的施設を有する外国法人に係る繰戻還付金の繰越控除について、控除対象還付法人税額を恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算することに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第八条の二〇、第八条の二一、第四八条の一一の九及び第四八条の一一の一〇関係）
㈢　外国法人に係る外国税額控除制度の創設に伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等を定めることとした。（第九条の七及び第四八条の一三関係）
2　事業税
㈠　外国法人の恒久的施設について、細目を定めることとした。（第一〇条関係）
㈡　付加価値割の課税標準である付加価値額のうち純支払利子について、内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引に係るもの又は外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引に係るものを対象に追加することとした。（第二〇条の二の七及び第二〇条の二の八関係）
㈢　付加価値割の課税標準である付加価値額のうち純支払賃借料について、内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引に係るもの又は外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引に係るものを対象に追加することとした。（第二〇条の二の一一及び第二〇条の二の一二関係）
㈣　恒久的施設を有する外国法人の付加価値割の課税標準である付加価値額のうち単年度損益について、恒久的施設に帰属する所得の金額又は欠損金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額又は欠損金額の合算額とすることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第二〇条の二の一四～第二〇条の二の一六関係）
㈤　恒久的施設を有する外国法人の所得について、恒久的施設に帰属する所得の金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額の合算額とすることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第二一条の二～第二一条の四関係）
3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令（政令第二一三号）（内閣府本府）

1　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第二〇条第三項（法第二三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の認定は、小学校就学前子どもの法第一九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うこととした。（第一条関係）
2　支給認定の変更の認定について、法第二三条第三項の規定により法第二〇条第二項等の規定を準用する場合等の技術的読替えを定めることとした。（第二条関係）
3　法第二四条第一項第三号の政令で定めるときは、当該支給認定保護者が、正当な理由なしに、法第一三条第一項の規定による報告等をしなかったとき等とした。（第三条関係）
4　特例施設型給付費の支給について、法第二八条第四項の規定により法第二七条第二項等の規定を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第四条関係）
5　特例地域型保育給付費の支給について、法第三〇条第四項の規定により法第二九条第二項等の規定を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第五条関係）